

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年12月22日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年12月22日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会の委任による専決処分について
- (2) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (3) その他

開 会 9時26分

閉 会 12時10分

**○委員長（喜々津英世委員）**

おはようございます。定刻前でありませけれども、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。先般15日までの議会、お疲れさまでした。それでは、本日は事件番号1、議会の委任による専決処分についてから入りたいと思います。この件については皆さんのお手元に前回全員協議会で町長から提案があり、議長から議運に諮問を受けました議会の委任による専決処分事項の指定についての資料を一緒に差し上げております。少し休憩をとって中身をちょっと見てみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。河野委員の方から最高裁の事例等の情報が手に入ったということですので、説明をお願いいたします。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

今回、専決処分の事項の指定について、町長から依頼を受けた件の、いわゆる訴えの提起、和解の調停の部分で、これまで支払督促をした時点が訴訟の日になるということで、みなし訴訟になるということで、そういう議論がされてきましたけども、昭和59年5月31日の最高裁の判例で、このいわゆる訴えの提起に必要とする議会の議決を経なければならないということが、その判例で出てるという状況を見て、また、ここには国がこの判決を経て議会議決が必要であるという行政実例を変更したというふうにありますので、この分を十分に調査をして今後の協議していくべきではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、河野委員から説明があった部分は、まさに11月21日でしたか、我々が富永課長から提案があったものと一致する内容であったわけですね。これについては、今ここですぐどうこうということはありませんけれども、行政実例を執行側に調べていただいた上で、この問題についてはさらに議論を深めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。町長から議長宛てに来た文書の中で、無かった部分が、我々が議運で検討した第2条第2号の災害発生時の緊急予算に関すること

というのを我々は議運で検討しておりましたけれども、町長からはその分に対する要請がありませんので、これを削除するというのでしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、第2条の第2号災害発生時の緊急予算に関することについては除外をしたいと思います。

暫時休憩をします。

(暫時休憩)

#### ○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。この専決処分事項の指定については、現段階では行政実例の変更、これがまだ明確になっておりませんし、それから軽微な字句の修正、この軽微なという定義、ここら辺、実例等も踏まえてまだ明確になっておりませんので、この事件番号1の件についてはこれで一応今日のところは協議を打ち切りたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次に事件番号2の政治倫理条例の見直しについてに入りたいと思います。

岩永委員。

#### ○委員(岩永政則委員)

気づきなんですけども、この町からもらったものの3行目に1件につき300万円以下の訴えの提起、和解、調停ってありますよね。これが現在の、今まで検討してまいりましたうちのこの条例、これですね。このものはですね。(4)に該当するだろうというふうに思うんですね。(4)訴訟物の並びに目的物の価格が300万円以下の和解という和解だけですか。に、今なってますよね。これがですよ。こちらの方にありますように、この300万以下の訴えの提起と和解調停ですか。ということは、訴えの提起辺りをしなければ、和解とか調停には行かない訳ですよ。何も訴えも何もせんに300万以下だと決めて、それで調停にも入る必要もないし、和解をする必要もない訳で、訴えがあって初めてそこに、その先の和解なり調停に行く訳ですので、私の考えでは、この訴えの提起というのは、よその方も実例があるようにそういうものを入れるべきじゃないのかなというのを感じるんですが、それは私の思い違いなんですかね。

#### ○委員長(喜々津英世委員)

岩永委員はこの町長から来た文書の3番目と我々が検討したもの。我々は、訴訟物並びに目的物の価額が300万円以下の和解ということですよ。訴えの提起と調停は外しておる。ずっと、どっちかと言えば協議してきた結果の妥協の産物、今まではそういう意識できとったんですが。

岩永委員。

#### ○委員(岩永政則委員)

そうです。それは承知の上で申し上げとるんですが、何なりかを訴えなければ和解か

調停には行かない訳でしょう。そういうことでね。これはよそのあれは調停までありますけども全部ね。やっぱり訴えの提起をして初めて和解なり調停に入っていくということになるんだなと。また、なりますよねということですから、この字句ちゅうのは入れとかんといかないんじゃないかなというふうに僕は思っていますね。他の人の御意見を。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今言われた件は、訴えの提起をせんと和解まで行かんのじゃないかという話だったんですが、これは私が議運の時に作った、11月9日でしたか、大塚康男先生の自治体職員が知っておきたい債権管理術、私法上の債権とか公法上の債権とかそういったものを書いた資料をやりましたよね。その1番下に和解は裁判所が関与する和解と関与しない和解がある訳ですよ。だから結局これが落ち着いたのは、もう和解については全部300万以下認めましょうということだったんですよ。町からは訴えの提起も調停も全部ぶっ込みのところで、1番初めに我々が議論した内容で上がってきたんですけども、これはもうずっと議論しておるとおり、なかなか交わるところが無いという状況です。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

今、委員長が説明されたようにA3でもらった資料ですね。この中でもあるように、和解のみだけを専決処分にしてる議会はある訳ですよ。これはやはり、その訴訟を起こさなくても、調停を起こさなくても当事者と協議をして和解が成立しましたということで、和解のみの限定に限っていると。私もそれならそういう判断が良いんじゃないかということですね。訴えだとか調停になると、やっぱり争うというふうな形になるんで、そこはやはりその議会の議決を採るべきじゃないかということで、そういう議論をしてきて、こういう形に収まったと判断してるんで。ですから、訴えの提起の問題は先程話した、そのやっぱりこの、行政実例の変更がはっきりした後、やっぱり協議をしていくべきではないかなというふうに思いますんで。私はそういうふうに思っています。

**○委員長（喜々津英世委員）**

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

この和解が、係争をしてそれで和解する場合と調停に入る場合と。何も無い状態の中で和解をすると。示談ですたいね。そういうことはした上で今確認をしたんですけどね。あくまでも、訴えは無くして、それ以外の、今言われたようなそういうものみうちの場合は限定しようというふうになったという、そういう理解で良いんでしょうかね。そういうことですよ。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、確認がありましたけれども、まさに、それで一応議論の整理、そこに落ち着いたという。この件は一応、先程言いましたように、一応これで執行側の資料ができてきて、また再開をしたいと思います。

次に、政治倫理条例に移りたいと思います。これについても、全協の中でも、議運でやるということで了解を得ておりました。これはあくまでも委員長の私案ということで皆さん方に資料をお配りをしておりました。これは事務局からもここまでしなくてもという意見もいただいておりますけれども、想定される政治倫理条例のここら辺を改定をした方が良いんじゃないかな、検討した方が良いんじゃないかなというのをあくまでも私案として出しておりました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。政治倫理条例についてはもう既に配布をしております、延び延びになっておりましたので、これから議論をしていきたいと思います。

暫時休憩をします。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。今、ずっと第4条まではそれぞれ皆さんの御意見を聞きながら、特に第4条の政治倫理条例、これについては例えば第1号で、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為というのが非常に分かりにくいということでもあります。恐れのある行為を削除して、あとは生かす。第2号3号それぞれそのまま。で、第4号は、町の後に、（教育委員会を含む）の請負契約ということにつながっていくと。それから、第5号6号はそのまま、7号を政治活動に関して云々というのは、公職選挙法、政治資金規制法の絡みで条文の本文に謳っておるので、この5からは削除する。今ここまで確認をしていただきたいと。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。それでは第5条以降は次回に持ち越したいと思います。次回の御提案でありますけれども、いつにしたいか。協議をしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて再開します。次回の議会運営委員会を年が明けまして1月12日金曜日の9時30分から開会をしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように取り計らいたいと思います。

それでは事務局からちょっとおつながりがあるそうです。

谷本局長。

**○議会事務局長（谷本圭介君）**

それでは事務局の方から議会運営委員会の委員派遣の件でちょっとお話をさせていた

できます。今決まってることをまずお話しいたします。まず日時、平成30年2月1日木曜日と2月2日金曜日の2日間、1泊2日になります。場所が福岡県久留米市と古賀市になっております。以前お名前が挙がってました宮若市は、まだきちんとした御回答がいただけないということで保留状態になっております。次、目的ですけれどもタブレット端末の導入についてということと、議会改革の取組について、この2点ということによろしいでしょうか。そして経費に関しましては、費用弁償及び自動車の借上料ということで、まだ具体的な計算がちょっとはつきりしておりませんので、決まりましたらまた御報告できると思います。それで派遣の委員なんですが、こちらの議会運営委員会の喜々津委員長、そして金子副委員長、安部委員、西岡委員、岩永委員、河野委員、そして委員外の議員で山口副議長。そして内村議長なんですが、実は昨日県の町村議会議長会からちょっと連絡が入りまして、この日と被って議長会が入ってしまいましたので、今回は参加をされないということになるかと思っておりますので、行かれる委員は合計で7人ということになるかと思っておりますが、間違いないでしょうか。あと2点、具体的に久留米市の方に調査事項ということで御連絡を入れないといけないんですけれども、実は平成27年に福岡県の篠栗町とか嘉麻市ですか、こちらの方に行かれた時に6つほどタブレット関連の項目を挙げているんですけど、それと同じということで大丈夫ですかね。読み上げますとまず目的、次に導入に至った経緯と導入までのスケジュール、そしてタブレットの選定、そして議会での活用範囲、そして導入の予算そして最後に、端末の活用と導入の効果ということですけど、これと同じということで一応御連絡して大丈夫でしょうか。もう1件、古賀市議会なんですが、こちらは議会改革についてということで、一応調査事項を考えてるんですが、ここをちょっと皆さんの方で具体的に幾つか項目を決めていただきたいんですが、委員長の方で素案がございましたらちょっと言っていたければと思います。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

古賀市議会のホームページで議会改革関連の項目はなかったんですが、よそからの視察の説明資料として作られたのが、パワーポイントでいい資料があって、今細田課長補佐から作っていただきましたので、今度1月12日のそのときまでに皆さん方がお尋ねしたいという項目があれば、これは後でコピーして差し上げますので、この中から引っぱり出してそれぞれこれを聞きたいというのがあれば、また次の委員会の時に取りまとめをしたいと思っておりますので、よろしいですか。そして、正副委員長にこの中からちょっと、これについてあとコピーをまた皆さん方にはメールボックスに入れとくようにします。じゃあそういうことでさせていただきますと思います。いいですね。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時10分）